

## 法令情報

### 2024年4月より『化学物質管理者』の選任が必要です！

令和4年5月労働安全衛生法規則改正により化学物質を扱う全ての事業所では下記の実施が義務付けられることになりました

- ・ **化学物質管理者の選任**
- ・ **化学物質管理者によるリスクアセスメントの実施**
- ・ **その結果に基づく措置**

#### ▼化学物質管理者とは

事業所における化学物質の管理に係る技術的事項を管理する者をいいます。また従来の有機溶剤作業主任者や特定化学物質作業主任者とは違いますのでご注意ください。平たく云うと「作業主任者」は現場の管理、「化学物質管理者」は事業所全体の化学物質の管理にあたります。

#### □化学物質管理者の選任要件は？

事業所の事業内容により異なります。

- ・ 化学物質を製造している事業所→12時間以上（二日間コース）の専門的講習受講が義務付けられています。
- ・ その他の事業場（取扱い・譲渡など）→専門的講習などの資格要件はありません。

ただし「化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者」とされていますので、各地で開催される**化学物質管理者講習（表記：取扱事業所向け・6時間コース・又は1日コースなど）**を受講している者から選任することが**望ましい**とされています。

専任後は化学物質管理者の氏名を事業所の見やすい箇所に掲示し周知する必要があります。

#### 【石川県では】

**公益社団法人石川県労働基準協会連合会** が年間複数回開催しています。詳しくは協会のHPをご参照ください。

\*上記の通り専門的講習（2日間）と取扱事業者向け（1日）の2種類ありますのでご注意ください。

#### ▼リスクアセスメントとは

事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいいます。化学物質についてのリスクアセスメントは下記のステップで行います。

##### ①化学物質などによる危険性や有害性の特定

**SDS（安全データシート）**に記載されているGHS分類などに即して危険性や有害性を特定します。

##### ②リスクの見積り

健康障害が起こる可能性や「爆発・燃焼」など発生が考えられる危険を考慮してリスクを見積ります

##### ③リスク低減措置の内容の検討

見積もったリスクに応じて、労働者の危険または健康障害を防止するための措置を検討します

##### ④リスク低減措置の実施

策定したリスク低減措置を速やかに実施するよう努めます

##### ⑤リスクアセスメント結果の労働者への周知

化学物質の名称・対象業務の内容や特定した危険性や有害性及びそのリスク、リスク低減措置の内容を周知します

#### ▼リスクアセスメントに基づく措置 の一例

措置の実施内容の代表的なものとしては「**ばく露防止措置**」が挙げられます。ばく露防止措置には、「代替品の使用」「装置などの密閉化」「**局所排気装置または全体換気装置の設置**」「作業方法の改善」「**保護具(マスクなど)の使用**」といったものがあり、化学物質管理者はこれらの適正な選択及び実施についての管理を行う必要があります。

また化学物質による労働災害が起こった際の対応や、災害を防ぐための訓練・対策計画策定・マニュアル作成、それらの周知なども化学物質管理者の大切な職務となります。詳しくは厚生労働省のホームページをご参照ください。